

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
58	重度障害者(児)に対する日常生活用具の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、重度障害者(児)に対する日常生活用具の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都世田谷区長

公表日

令和5年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者(児)に対する日常生活用具の給付に関する事務
②事務の概要	・在宅の重度障害者(児)の日常生活を容易なものとするため、日常生活用具、住宅の設備改善費等の給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請者情報の確認、②本人及び世帯の所得確認
③システムの名称	障害者自立支援システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度障害者日常生活用具給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の区長の部16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の区長の部16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害福祉部 障害施策推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	障害施策推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	所属長	障害施策推進課長 片桐 誠	障害施策推進課長 竹花 潔	事後	
平成29年5月1日	Ⅱ - 1いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱ - 2いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の区長の部16の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の区長の部16の項 	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ - 1いつの時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ - 2いつの時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5 評価実施機関における担当部署	障害福祉担当部 障害施策推進課	障害福祉部 障害施策推進課	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 時点	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の区長の部16の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号 ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1の区長の部16の項 	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 時点	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 時点	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 時点	令和4年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	令和4年12月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	